

広島県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があつた。

令和七年六月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	日立造船健康保険組合 因島総合病院	尾道市因島土生町 2561 番地	名称	カナデビア健康保険組合 因島総合病院